

生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付

借用書

借 用 金 額	円
---------	---

生活福祉資金福祉資金(緊急小口資金)特例貸付貸付金として上記金額を借用いたしました。
については、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会会長 殿

※日付は県社協が記載(決定日)します。

(借受人)

令和 年 月 日

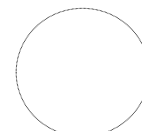
住 所	
氏 名	印
生年月日	大 正 昭 和 年 月 日 生 平 成

[借入要項]

地 区	年 度	資 金	貸付コード	社会福祉協議会
		KA		
1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込または現金交付による。			
※口座振込みの場合の貸付金振込先	金融機関		支店名	
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通・ <input type="checkbox"/> 当座		口座番号
	口座名義人(カタカナ)			
2 貸付金の償還	据置期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで		
	償還期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで		
	償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦償還 <input type="checkbox"/> 一括償還		
	償還場所	福岡県社会福祉協議会指定の下記金融機関口座 西日本シティ銀行 春日原支店 普通 1216483 口座名義 社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会		
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利3.0%の延滞利子を徴収します。			

【留意事項】

- 上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- 据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- 償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。



捨印